

# 社会福祉法人白石市社会福祉協議会評議員及び役員等の 費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人白石市社会福祉協議会定款第10条及び第25条の規程に基づき、評議員及び役員等に対する費用弁償の額並びにその支給について定めるものとする。

(評議員及び役員等)

第2条 前条に規定する評議員及び役員等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 評議員
- (2) 理事
- (3) 監事
- (4) その他各種委員会委員

(費用弁償)

第3条 評議員及び役員等が、その会議に出席したとき又は職務に従事したときは、別表1により費用を弁償する。

2 交通費の実費が前項の費用弁償額を超える場合は、次のとおり旅費を支払うことができる。この場合、前項の費用弁償は行わない。

- (1) 鉄道賃は、鉄道旅行について路程に応じ旅客運賃等により実費額を支給する。
- (2) 船賃は、水路旅行について路程に応じ旅客運賃等により実費額を支給する。
- (3) 航空賃は、航空旅行について路程に応じ旅客運賃等により実費額を支給する。
- (4) 車賃は、陸路旅行について路程に応じ旅客運賃等により実費額を支給する。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

別表1 費用弁償の額

日額 3,400円

附 則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。(日当の変更)

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。(車賃等実費額支給の明記)

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。